

公の施設の点検結果票

点検実施

令和6年10月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市神崎緑地プラザ		
② 施設種別	レクリエーション・スポーツ施設 [小分類] 休養施設(公衆浴場、海・山の家等)		
③ 担当課名	環境事業課		
④ 開設年月日	平成10年4月1日		
⑤ 所在地	岡山市東区神崎町2450番地		
⑥ 施設規模	敷地面積(㎡)	1,000㎡	
	構造/延床面積(㎡)	木造瓦葺平屋建 329.94㎡	
	建設費(単位:千円)	88,000(千円)	
	施設内容	多目的ルーム(120㎡) 和室(8畳×2室) 調理室(36㎡)	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	なし [法令名] 第 条
② 設置条例	[条例名] 岡山市神崎緑地プラザ条例
③ 条例に規定された設置目的	条例第1条 市民の休養とふれあいを深める施設として、岡山市神崎緑地プラザ(以下「プラザ」という。)を岡山市東区神崎町2450番地に設置する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	イベント等にプラザを利用することで、地域との連携促進につなげる。
⑤ 設置目的等の達成状況	地域住民、地元町内会のふれあいのための施設として活用されている。また、幅広い市民からの活用実績がある。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	火曜日から日曜日 ただし月曜日が祝日の日は除く(月曜日が祝日の場合は、それ以降の休日がない日が休館日となる。また、12月29日から翌年1月3日が閉館日となる。)			
③ 開館時間	午前10時から午後5時まで			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	4,130人		
	令和4年度	5,459人		
	令和5年度	5,300人		
⑤ 主な利用者	地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	令和6年 空調機器 5,302千円 令和6年 通常修繕 100千円 給湯機器			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	200	218	229	647	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	43	42	43	128	
収入合計		243	260	272	775	
支出	委託経費	管理運営委託料	489	447	447	1,383
		指定管理料	1,746	1,746	1,746	5,238
		補助金等	0	0	0	0
	小計		2,235	2,193	2,193	6,621
	直接経費	維持管理費	5,553	2,229	248	8,030
		光熱水費	471	397	397	1,265
		小計	6,024	2,626	645	9,295
支出合計		8,259	4,819	2,838	15,916	
収支差額		-8,016	-4,559	-2,566	-15,141	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	0	0	0	0
	指定管理料	1,746	1,746	1,746	5,238
	補助金等	0	0	0	0
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0
	その他(雑入等)	0	0	0	0
収入合計		1,746	1,746	1,746	5,238
支出	管理運営費	1,746	1,746	1,746	5,238
	事業費	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
支出合計		1,746	1,746	1,746	5,238
収支差額		0	0	0	0

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	エアコン、給湯器の劣化

6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由		必要性あり し尿処理施設（神崎処理場）建設にともなう、地元要望による還元施設であり、地域住民、地元町内会のふれあいのための施設として利用されている。また、幅広い市民からの利用実績がある。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由		指定管理者 指定管理者（地元町内会）の方が、直営よりコスト的に安価で、かつ、大半の利用者である地域住民、地元町内会の利用調整の面で良好な運営ができるため。
③ 指定管理者とする場合の選定方法		非公募
非公募の場合	非公募とする理由	地元還元施設であり、大半の利用者である地域住民、地元町内会の利用調整の面で良好な運営ができるため、指定管理者は地元町内会であるべきと考えている。
	根拠規定	公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号
	指定管理者の候補者名	西村町内会
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)		令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)